

平成30年4月

商品改定のご案内およびお客様のご契約への商品改定の適用について

あすか少額短期保険株式会社

弊社商品の「被保険者死亡による復旧費用保険金」は入居者死亡による借用住宅の損害について法定相続人等が復旧に要した実費（100万円限度）をお支払いするものですが、このたび商品改定を行い、入居者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に借用住宅の貸主が弊社に対して支払を請求できることとしました。弊社は次のいずれかに該当する場合に損害賠償額（復旧に要した実費、100万円限度）をお支払いします。

- ・ 法定相続人等がない場合または生死不明の場合
- ・ 法定相続人等から「被保険者死亡による復旧費用保険金」の保険金請求がなされない場合

高齢化の進展、未婚化率の上昇、人間関係の疎遠化等により、法定相続人等がないことや法定相続人がいても相続放棄等を背景に保険金請求がなされない場合があります。このような場合でも保険を活かせるようにすることが少額短期保険業の公共性・社会性の観点から必要な対応と考えたものです。

平成30年4月11日以降の保険事故から今回の改定内容を適用いたします。

- 過去にご締結いただいた保険契約であっても「被保険者死亡による復旧費用保険金」を補償する保険契約（※）については、平成30年4月11日以降の保険事故であれば今回の改定内容を適用いたします。

※「被保険者死亡による復旧費用保険金」を補償する保険契約は以下のとおりです。

- ・ 新・入居者あんしん保険の保険契約すべて
 - ・ 入居者あんしん保険に「被保険者死亡による復旧費用保険金補償特約」を付帯した保険契約
 - ・ 法人用賃貸住宅総合保険に「被保険者死亡による復旧費用保険金補償特約」を付帯した保険契約
- 追加の保険料をいただくことはありません。お手続き等も不要です。

ご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

（担当窓口）フリーコール：0120-592-166 [平日9:00~17:00]

以上